

2019 年度（10～3 月）特定処遇改善加算による賃金改善報告

1. 加算額

大阪市高齢（介護）	4,400,000 円
大阪市障がい（福祉・介護）	4,450,000 円
堺市障がい（福祉・介護）	200,000 円
堺市子ども家庭課（福祉・介護）	50,000 円

2. 賃金改善の方針

1 群	技量・経験のある介護職員・支援員	・法人在職 10 年以上（現場職員） ・法人 8 年以上（副主任以上） ・他法人経験者で実質 10 年以上の職員
2 群	その他の介護職員・支援員	・法人在職 5 年以上（現場職員） ・法人職員 5 年未満の副主任以上 ・他法人経験者で実質 5 年以上の職員
3 群	介護以外の職種の職員	・法人在職 5 年以上の相談員・看護職・運転手・事務職など（一部部門除く）
それ以外	・在職 5 年未満の職員（支給対象外とします）	

3. 賃金改善額

- ・すべて 10～3 月の勤務時数に比例した「一時金」として 4 月 25 日に支給しました
- ・介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士取得者や役職者は多めに配分しています
- ・年収 440 万円を超えている職員は減額支給しています
- ・この加算により年収 440 万円を超えた職員は大阪市（介護）で 3 名、大阪市（障がい）で 6 名それぞれいました
- ・各届出先別の対象人数と一人平均一時金の額を表にしています。なお、表にない部門（法人本部など）含めて 966 万円を支給しております

	大阪市(高齢)	大阪市(障がい)	堺市(障がい)	堺市(子ども家庭課)
1 群	26.7 人 126,360 円	36.1 人 96,291 円	3.0 人 56,612 円	2.0 人 57,944 円
2 群	34.2 人 26,264 円	68.8 人 13,949 円	4.6 人 6,453 円	1.7 人 7,176 円
3 群	16.7 人 15,559 円	6.2 人 5,291 円	0 人	0 人